

「高齢受給者の自己負担割合」と「基準収入額の申請」について

高齢受給者の自己負担割合

高齢受給者に該当する「70歳から75歳まで」の方については、病院窓口での自己負担割合は、所得の状況などにより「2割または3割負担のいずれか」となります。

高齢受給者に該当された方には、自己負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」「資格確認書（※交付該当者のみ）」を交付しますので、負担割合をご確認ください。

※2025年11月以前の該当者には「高齢受給者証」を発行

自己負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」「資格確認書（※交付該当者のみ）」の交付

交付要件	交付時期
① 被保険者及び被扶養者が70歳になるとき	70歳の誕生月
② 70歳以上の方が被保険者になったとき	その都度
③ 70歳以上の方を被扶養者として認定したとき	

☞事業主を経由して交付します。

（任意継続保険ご加入者の方は直接健康保険組合よりお送りします。）

高齢受給者「負担割合変更」の発効年月日（効力が発生する日＝使用開始日）

- ① 70歳の誕生日の翌月の1日（誕生日が月の初日の場合は誕生日）
(例：1月1日生まれの人は当月1月1日、1月2日～31日生まれの人は翌月2月1日)
- ② 70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日
- ③ 70歳以上の方を被扶養者として認定したときは認定日

*マイナ保険証で受診される場合は掲示不要ですが、マイナ保険証を使用されない場合は、上記発効年月日より、医療機関等の窓口に負担割合を記載した「資格確認書」の掲示が必要となります。

【注意事項】

「高齢受給者証」「資格確認書」は必ず受診時に掲示してください。医療機関等の窓口で掲示しなかった場合は、2割負担（*1）の方も3割負担となります。

一部負担金の割合

高齢受給者の一部負担金の割合は、次の表のとおりです。

70歳以上の 被保険者	標準報酬月額が28万円未満	標準報酬月額が28万円以上
	2割負担（*1）	3割負担（*2）

70歳以上の 被扶養者	被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
		被保険者の標準報酬月額が 28万円未満	被保険者の標準報酬月額が 28万円以上
	2割負担（*1）（*3）	2割負担（*1）	3割負担（*2）

（*1）2割負担について

70歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月以後の診察分から、一部負担金等の割合が2割になります。

（*2）3割負担について

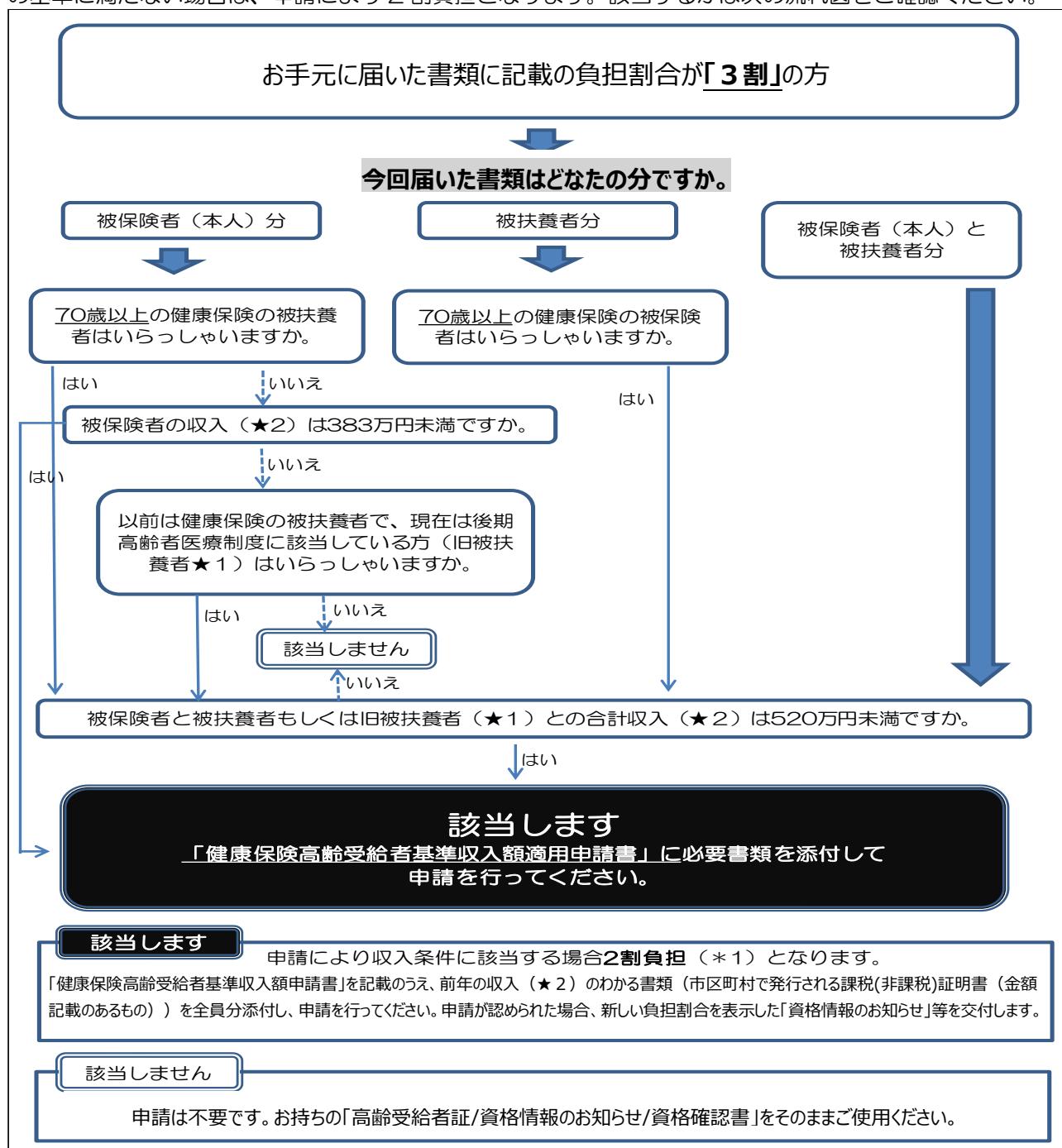
収入が基準額（単身世帯で年収が383万円、70歳以上の世帯合計で年収520万円）未満である方は、申請により2割負担となります。（（次頁P.2「基準収入額申請」についてを参照）

（*3）について

被保険者が70歳未満で被扶養者が70歳になったときは2割負担の「資格情報のお知らせ」「資格確認書（交付該当者のみ）」が交付されます。その後、被保険者が70歳になった時点で見直しがあります。その際は改めて負担割合が記載された書類をお送りいたします。

「基準収入額の申請」について

前頁P.1の「一部負担金の割合」で「3割」と判定された方で(*2)に該当であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により2割負担となります。該当するかは次の流れ図をご確認ください。

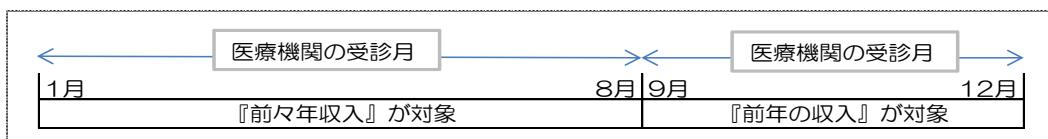


★1 旧被扶養者とは、

後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、健康保険の被扶養者でなくなったことにより、健康保険の被扶養者でなくなった方をいいます。（65歳から74歳までの方であって、後期高齢者の障害認定を受けたことにより、被扶養者でなくなった方を含みます。）

★2 収入とは、

対象となる収入は、9月から12月に医療機関で受診されたときは「前年1月～12月の収入」1月から8月に医療機関で受診されたときは「前々年（1月～12月）の収入」となります。



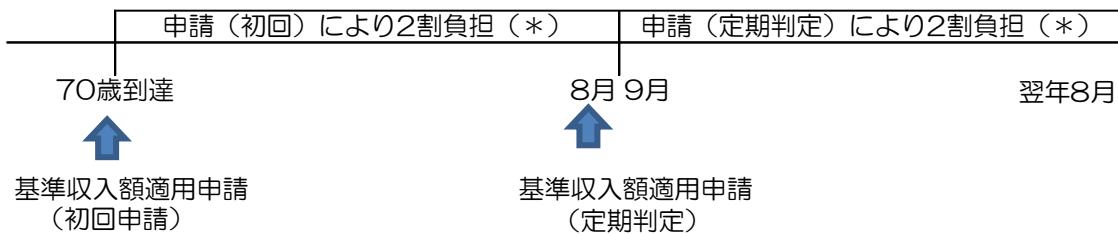
基準収入額の対象となる収入の範囲

該当する年のすべての収入額が対象になります。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害・遺族にかかる年金など）は除きます。

収入に含まれるもの	給与収入、老齢年金、配当収入、不動産収入、事業収入、譲渡収入、一時収入など
収入に含まれないもの	退職金、障害・遺族年金（恩給）、健康保険法等による傷病手当金、雇用保険法による失業給付金

基準収入額の定期判定

基準収入額適用申請による適用期間は、適用された月から8月末までとなります。毎年8月に「その年の9月から翌年8月受診分まで」の申請（定期判定）が必要になります。



◆定期判定が必要な方（自己負担割合が「3割負担」もしくは、標準報酬月額が「28万円」以上の方）については、毎年7月中旬頃ご案内をいたしますので、該当する方は提出期限（8月中旬頃）までに申請が必要となります。